

本日の会議に付した事件

平成28年第3回山元町議会臨時会

平成28年7月1日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第38号 山元町こどもセンター条例（委員長報告）
日程第 4 議案第39号 山元町児童館条例（委員長報告）
日程第 5 議案第40号 山元町子育て支援センター条例（委員長報告）
日程第 6 議案第60号 山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第61号 山元町児童福祉施設運営審議会条例の一部を改正する条例
-

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成28年第3回山元町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、11番橋元伸一君、12番青田和夫君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題とします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（渡辺庄寿君）はい、議長。会期日程（案）。

月日、曜日、会議別、内容の順で申し上げます。

7月1日、金曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案審議。

以上です。

議 長（阿部 均君）お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

会期は、本日1日限りに決定しました。

議 長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長（渡辺庄寿君）はい、議長。議長諸報告。

1、議会閉会中の動向

6月17日、柴田町議会主催による公開議員研修会が開催され、議員7名が出席しました。

6月27日から28日、仙南・亙理地方町議会議長会常任委員長研修会が開催され、出席しました。

6月29日から30日、議会広報・広聴常任委員会が視察研修のため岩手県矢巾町及び宮城県美里町を訪れました。

(総務民生常任委員会)

6月21日、24日、委員会が開かれました。

(議会広報・広聴常任委員会)

6月22日、委員会が開かれました。

(議会運営委員会)

6月23日、委員会が開かれました。

2、長送付議案の受理

町長から議案2件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

3、委員会審査報告書の受理

総務民生常任委員会委員長から審査報告書が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

4、監査、検査結果報告書の受理

監査委員から例月出納検査結果報告書が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

5、説明員の出席要求

本定例会に、お手元に配布のとおり説明員の出席を求めています。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第3．議案第38号、日程第4．議案第39号、日程第5．議案第40号の3件を一括議題とします。

本案は6月8日総務民生常任委員会に付託し、6月30日まで延期とし、審査をしておりましたが、審査が終了し報告書が提出されましたので委員長から報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長遠藤龍之君、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（遠藤龍之君）はい、議長。皆様のお手元に配布されております委員会審査報告書に基づき報告をいたします。

委員会報告書

本委員会は、平成28年6月8日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告をいたします。

議案第38号 山元町子どもセンター条例について、可決すべきもの。

議案第39号 山元町児童館条例審査の結果、可決すべきもの。

議案第40号 山元町子育て支援センター条例審査の結果、可決すべきものとなりました。

総務民生常任委員会委員長 遠藤龍之

山元町議会議長 阿部 均殿

以上で報告を終わります。

議 長（阿部 均君）これから、委員長に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）これから、議案第39号 山元町児童館条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）これから、議案第40号 山元町子育て支援センター条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）日程第6. 議案第60号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第60号 山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の2ページ、最終ページとなります。こちら新旧対照表とですね、配布資料ナンバー1条例議案の概要によりご説明いたしますので、あわせてお手元にご準備いただければと思います。

まず、お手元の配布資料ナンバー1 条例議案の概要によりご説明申し上げます。

提案理由につきましては、山元町つばめの杜東地内の子育て拠点施設内に山下第二小学校児童クラブを復旧、整備したことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容についてですが、今回の改正内容は2点ございまして、まず1点目については、子育て拠点施設内に放課後児童クラブを復旧し施設の整備が完了したことから、山下第二小学校児童クラブの位置を変更するものであります。

議案書の新旧対照表をご覧ください。こちら、表の中の改正となっております。アンダーラインを引いているところの箇所の改正です。山下第二小学校児童クラブの位置がですね、高瀬字古谷地1番地と、従来の笠野区内であった住所をつばめの杜東区内の浅生原字新田1番地230に改正するものであります。

次に2点目です。2点目につきましては文言の整理を行うものでありまして、こちらにも議案の最終ページ、新旧対照表をご覧ください。

こちらの表の下から4行目からの改正となります。こちら今まで指導員としていたものを、放課後児童支援員と改正するものであります。

以上、議案第60号 山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありますか。

1番岩佐哲也君の質疑を許します。

1番（岩佐哲也君）はい。条例が2点改正ということの2点目のほうについて質問させていただきます。

第5条ですね、放課後児童支援員。従来指導員を支援員になるということですが、この内容、どんなふうになるのでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

従来から国の基準でですね、放課後児童クラブの指導する者を指導員という文言で整理をされておったんですが、平成26年4月30日の改正でですね、新しい基準でもってその呼び方が放課後児童支援員と改正になったものを受け、今回整理をさせていただいたものとなります。

1番（岩佐哲也君）はい。国の指導によって変更したというのはわかるんですが、例えば支援と指導ということになると、指導といいますと勉強だとか技術的なことでいろいろ教えるのと、遊びの仕方を教えるとかということが指導かなと。支援というのは逆に言うと遊んでいるのをバックアップするという形というふうに一般捉えるんですが、その中身は先ほどの話だと国からの指導により変更したんだというんですが、実態の運用面でどんなふうになるのかということをご説明いただきたい。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。実際の運用面についてですが、従来まではですね、こちらの、内容的には特に変化はございません。ただ今回の改正で厳しくなったことがございまして、必ず県の、宮城県で示すあるカリキュラムを受けるようにというふうに義務づけをされております。それが大きく変わった点かと。言葉は変わりましたが、内容的には従来からのものと特には変化はございません。

1番（岩佐哲也君）はい。今説明いただきましたけれども、従来ですと特別な資格というか、保

育士とかいろいろな教員免許状とか、そういったことが必要だったかと思いますが、今回の支援員ということになりますと、今話出ました一定の経験以上が必要であるとか、教員免許を持っているとか保育士の免許を持っているとか、ただ持っているだけではだめで、それらを県の指定の研修を24時間受けると、受けなければだめですよという規定があるはずなんです、それらを国の方針に基づいて実効果が上がるような方法をやはり町としてとるべきだと思うんですが、その辺についてはどんなふうにお考えなのか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。おっしゃるとおりです、町としてもですね、国の指導、県の基準によつての研修を受けるようには今考えているところでございます。こちら経過措置がございまして、ルールとしては平成32年3月31日までの間にその県の示すカリキュラムを受けるといふふうになってございます。その受ける者についても2年間の実務経験を受けた後の受けるといふふうになってございまして、この2年間のうちに今いる指導員、免許を持っていない者についても2年指導した後、この県のカリキュラムを受けて正式な指導員になれるよう指導してまいりたいと。現在は補助員という方も2年後には支援員となれるよう、全てその方向で進めてまいりたいと考えております。

1番（岩佐哲也君）はい。保育士とか社会福祉士等資格を持っている方は、2年経過しなくてもすぐ研修は受けられるはずなんです。高校終わって、例えば特別な資格、あるいは特別なそういう専門学校行ってなくてそういう事業に携わっている方は、2年経過しないとだめだといふはずなんです、いろいろ調べてみますと。ですから、今すぐでも資格申請、受講して申請をして資格を取って、そういった事業を配置するという考えが必要だと思うんですが、その辺はどうですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい。ただいまの質問にお答えいたします。

現時点、各小学校の児童クラブには2名配置というルールで条例で規定してございます。うち1名はやはりその資格を持った者、うち1名は補助員でもできるというふうなことで、現在は1名は資格を持った者。全てですね、議員おっしゃるとおり保育士の免許であったり幼稚園の教諭の免許であったり、お持ちの方が臨時職員として応募いただければそれらの職員で運営を回していくんですが、現在のところですね、やはりどうしてもそういう資格をお持ちでない方をお願いしていると。こちらで募集をして応募いただいて採用している状況でございます。今のところ、うちの条例で1名は必ず支援員、あと1名は補助員ということで回しておりまして、今のところ資格を持っている者については全て支援員というふうな対応をしていると。今補助員としている者についても今後2年間、こちらのほうで補助をしていただいて、行く行くは支援員となつていただきたいというふうな考えで進めていきたいと思っております。おっしゃるとおり、資格を持っている方は支援員として今のところ働いていただいているという状況でございます。

1番（岩佐哲也君）はい。これは、今度の新制度によつて2人以上は有資格者を配置しなきゃならないということになっているはずなので、今現在資格1人、補助1人ということですが、これ大至急確保してしっかりとしたその効果が上がるような運用をすべきだということをお願いして、私の質問を終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい。今話を聞いてちょっと元に戻ってしまったんですが、そもそも先ほどちょっと聞き落としたかと思うんですが、この制度が変わつたのが26年の3月というふうに受けたんですが、それでよろしいんでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。平成26年4月30日に交付された基準に基づいての改正となっております。そのとおりです。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。とすると、その後こういった改正というのが求められていたということになるわけですが、今の話を聞くと2名体制でやっていてなかなかその研修は困難だというふうに聞き取ったんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。そういう受けとめでよろしいのかどうかを確認します。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい。ただいまの質問にお答えいたします。

まずは、有資格の方であればすぐに研修を受けて放課後児童支援員というふうに、都道府県知事が行う研修を終了して放課後児童支援員となっていていただくところなんですけど、やはりどうしても資格を持たない方の雇用も現在補助員として、しておりますので、その方については、2年間の実務経験後支援員の資格をとっていただくというふうに考えているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私のこれまでの理解では、みんな基本的に2名は有資格者での対応というような受けとめがありました。そしてそれで足りない分を補助員でカバーするというようなことから、多分に2名がちがちの体制ということではないというふうに受けとめていました。2.5とか2.8とかね、そういうふうに受けとめていました。今の話を聞くとずっと2名ぎりぎり、がちがちでやってきたということになると、これはそもそも問題があるということを確認したいわけですが、その辺の運営どうなってるんですか。今後ね、といいますのは、今後条例案に基づきましてね、もう既に出発する、新しい、しかもこれまでと違った形で、条件で対応していくということになるわけなんですけど、その辺しっかりと明確にしておかないと大変なことが起こる、非常に不安の中での旅立ち、船出ということになるかと思うんですが、その辺どうなんでしょうか。ちょっとね、今のやりとりを聞いていると非常にちょっと不安がこう増してきたということなんで、その辺の不安を解消するような回答をいただきたい。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

現在ですね、今議員おっしゃるとおり2名かつかつではなく、今の現状を申し上げますと、今は山下小学校の放課後児童クラブと坂元小学校の放課後児童クラブで運営してございます。山下のほうなんですけど、現在4名で対応しております。坂元については2名です。基本、2.5から3名で2つの放課後児童クラブを回しているというような状況でございます。今回山下第二小学校の児童クラブが移転復旧するというので、そちらも今のところ3名体制でというふうに計画をしてございます。今ですね、まだ追加募集しているところなんですけど、今のところちょっと2名しか集まってございませぬ。ですので、現状の山下小学校、今4名おりますので、うち1名をですね、山下第二小学校のほうに回っていただいて3名、山小3名、山二小3名、坂小2名。基本2名から2.5名、先ほどおっしゃった0.5名という数になってしまうんですが、で3つの放課後児童クラブを運営していくというような現状でございます。ただ、現在まだ追加募集で臨時職員を募っておりますので、それが確保でき次第2.5から3名で回していけるというふうに考えているところでございます。

さきのご質問の2名の配置ということについては、こちら条例で2名を配置するとさせていただきますとしまして、うち1名は補助員をということ、そのような運用でさせていただきますというふうなことになるかと考えております。よろしくお願いたします。

9番（遠藤龍之君）はい。取り組みが遅い。遅いといいますかね、募集している保育士についてもそうなのですが、募集してもなかなか来ないとかってね、そういうことで我々からいうところの逃げているというかね、本気になっているのかどうかその本気度度合が見えてこない。当初の説明では3、3、3という説明を受けているんです、私たち。それで9名で1、100万円の賃金、これでも少ないと思うんですが、そこにも問題があるかと思うんですが、そしてその以前にそういう法改正によってもう既に平成26年の4月にかわって、もうそれ以降27年度丸々1年たっているんですね。その中でこういった対応をまずとって、しかも私たちの場合には、山元町の場合には7月に開所すると、新しい体制で出発するということが前提にある中で動きの中で、そして、当初にはそういうこともあって、それでも遅いかと思うんですが、当初28年当初でちゃんと9人分の賃金とっているんですよ。説明を聞く限りは今の3カ所で3名、3名、3名で対応するという説明を受けているんですよ。その3名の内訳は、本来ならば2名で許されることをそういったもろもろのことで3名でということに対応しましょうということの当初の予算化、もうここで既に予算措置されているんです、遅いんですけどもね。その後の動きがね、あるいはもう26年の7月の話ですから、それに基づいての28年、これもまた遅いんですけども、もう27年度中にこういう動きはね、とらなくちゃならない。だからそういうふうに規定されている、改正になったことによって、支援員になったことによってね、そういう課題が課されている。2年の経過措置があるからまあということで多分その中で対応ということなのかもしれませんが、山元町の場合は新たな形でスタートするという状況にあって、しかも新たなというのは非常にね、複雑複合した全く単体のところでやるのではなくてね、これから新たな経験をする、新たなというか新しい経験というかね、そこにはいろいろな問題が起こり得る、そういうことも十分想定される。そしてそういうことは委員会の中でも常々伝えてきたところなんです、そうした状況を受けたときの対応としては、非常に遅い。町長どう思いますか、この辺の取り組み方は。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご心配いただいております、大変申しわけございません。

担当課といたしましてもですね、あるいは町といたしましても新しい施設が稼働することによって先駆けて、今必要な体制整備に取り組んでおいたところがございますけれども、最終的な人員確保に向けて引き続き努力を重ねる中でですね、少しでも充足を見るという態勢を確保しながら運営に当たっていきいたいというふうに考えるところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の言葉でもちょっと不安が消えないんですが、そもそもこの文言の整理で片づけていますがね、文言の整理、この指導員と支援員のね、これは大きな変更ですよ。文言の整理というのとどまらない内容ですよ、これは。そしてこれは27年度中に、27年度中にしなければならぬ対応だったのではないかと思うわけですが、そうすれば忙しいからとか何だからとかね、という事態は招くことは少なかったのではないかというふうに思われる内容です。これは必ずやらなくちゃならないことなんでしょう。研修をした者でね。これは多分重視している、指導内容。だからこの支援員というのにも先ほどありましたが、指導員から支援員という言葉の変更、これについてもちょっと疑問は残るわけですが、これは町の問題ではなくて県なり国なりのことだと思えるので、そこまでは追求することはできませんが、やはりこういう経緯といいま

すかね、実は十分に時間的に余裕があったにもかかわらずやっぴこなかつたということに対しては、これは十分に問題があるということを指摘し、緊急にこの辺の対策はとるべきだということを訴えて終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第60号 山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第61号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第61号 山元町児童福祉施設運営審議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の2ページ、最終ページになります。こちら新旧対照表とですね、配布資料ナンバー2 条例議案の概要によりご説明いたしますので、あわせてお手元にご準備いただければと思います。

お手元の配布資料ナンバー2 条例議案の概要によりご説明申し上げます。

提案理由についてですが、山元町つばめの杜東地内に山元町児童館を設置することに伴い、既存条例についての所要の改正を行うものであります。

次に改正内容についてですが、こちら条例の定義規定であります第2条の各号の部分にですね、新たに4号として児童館を追加するものであります。

議案書の最終ページ、新旧対照表をご覧ください。

こちら第2条です。児童福祉施設を定義しているこちら第2条にですね、新たに第4号として児童館を追加するものであります。

以上、議案第61号 山元町児童福祉施設運営審議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第61号 山元町児童福祉施設運営審議会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これで、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

平成28年第3回山元町議会臨時会を閉会します。

午前10時32分 閉会
